

(仮称)宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止条例(条文)案 全文

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 人権侵害行為防止・被害者支援施策（第7条—第12条）

第3章 体制整備等（第13条—第15条）

第4章 宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会（第16条—第23条）

附則

全ての人は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であって、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法に共通する人類普遍の原理である。

近年、インターネットの普及及び情報通信技術の進展により、誰もが容易に情報を発信し、共有することが可能となり、社会経済活動や日常生活において重要な役割を果たしている。これにより、生活の利便性は飛躍的に向上し、多様な情報や知識を共有することのできる社会が実現されている。

一方で、インターネット上における^{ひぼう}誹謗中傷その他の不当な人権侵害行為は、個人の人格、名誉その他の人権を著しく傷つけ、その尊厳を損なうだけでなく、その人権侵害情報は、長期間にわたり、拡散し続けることもあることから、場合によっては生命及び身体に重大な影響を及ぼすおそれがある。

本県は、東日本大震災を経験し、その復旧及び復興の過程において、正確かつ迅速な情報の共有が県民等の生命、身体及び生活を守る上で極めて重要であることを学んできた。しかし、災害時においては、不確かな情報や虚偽の情報が急速に拡散することにより、社会的不安を増幅させ、適切な避難行動や支援活動に支障を生じさせるなど、その影響は広範かつ深刻である。

これらの課題に対応し、インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する施策の推進に当たっては、誰もが有する表現の自由が民主主義社会の基盤をなす基本的人権であることに十分留意し、その適切な保障との調和を図らなければならない。

このような状況を踏まえ、インターネット上における誹謗中傷等による人権侵害の防止に関し、県、議会等、県民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的に推進し、もって県民等の誰もが安心して生活し、及び情報を流通させることができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止し、県民等の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、県、議会等、県民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的に推進し、もって県民等の誰もが安心して生活し、及び情報を流通させることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人種等の属性 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）その他の属性をいう。
- (2) 人権侵害情報 以下に掲げるものを含む情報その他の情報であつて、当該情報が流通することで他人の権利を侵害すると認められるものをいう。
 - ア 誹謗中傷
 - イ 通常他人に知られたくない個人に関する事項であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの
 - ウ 人種等の属性を理由とした不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると認められる言動又は侮辱
- (3) 人権侵害行為 特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。
- (4) 被害者 人権侵害行為により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (5) 行為者 人権侵害行為により被害者を発生させた者をいう。
- (6) 県民等 県民及び県内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (7) インターネットリテラシー インターネット上の利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

(県の責務)

第3条 県は、人権侵害行為の防止及び被害者の支援に関する施策（以下「人権侵害行為防止・被害者支援施策」という。）を実施するものとする。

(議会等の責務)

第4条 議会は、第14条の規定による報告について、この条例に基づく県の施策が適正かつ効果的に行われているかどうかを監視し、必要に応じ、知事に対して提言を行うものとする。

2 議員は、この条例の趣旨にのっとり、不断の研鑽^{さん}によりインターネットリテラシーの向上に努め、県民等の範となつて活動し、及び行動するものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民等は、人権侵害行為は許されないものであるとの認識を深め、これを行わないようインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、人権侵害行為の防止及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町村が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 人権侵害行為防止・被害者支援施策

(インターネットリテラシーの向上)

第7条 県は、県民等及び事業者の人権尊重の理念に対する理解の促進及び特定電気通信の利用に関するリテラシーの向上を図るため、県民等の年齢、立場等及び事業者の規模、業態等に応じた人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策を実施するものとする。

(相談支援)

第8条 県は、被害者の心理的負担の軽減等を図り、及び行為者による人権侵害行為を防止等するため、人権侵害行為に関する相談体制を整備するとともに、必要に応じて、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2) 専門的な知識又は技能を有する者の紹介
- (3) 国、市町村、支援団体その他の関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談対応として必要な事項

(削除要請等)

第9条 知事は、特定の個人（県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。以下同じ。）

若しくは当該個人により構成される集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることが明らかであり、その流通による被害者からの申出があったとき（当該被害者が特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）に対し、特定電気通信により流通する人権侵害情報を削除するよう申出を行ってもなお当該人権侵害情報が削除されないときに限る。）その他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者に対する当該人権侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該人権侵害情報の通報（以下「削除要請等」という。）を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による削除要請等を行うに当たり、同項に規定する要件の該当性判断のため必要があると認めるときは、宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の規定による削除要請等を行うに当たり、同項に規定する要件の該当性判断のため必要があると認めるときは、当該人権侵害行為を行った者に対し、その調査のために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4 知事は、第1項の規定による削除要請等を行うに当たっては、特定電気通信により情報を流通させる者の表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないよう留意するものとする。

(説示又は助言)

第 10 条 知事は、前条第 1 項の規定による削除要請等を行ってもなお当該人権侵害情報が削除されない場合で、当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、必要な説示又は助言をすることができる。

(削除要請等の基準)

第 11 条 知事は、第 9 条第 1 項の規定による削除要請等又は前条の規定による説示若しくは助言については、基準を別に定めるものとする。

2 知事は、前項に規定する削除要請等又は説示若しくは助言に係る基準（以下「基準」という。）を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意するものとし、あらかじめ、宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会の意見を聴いた上で当該基準を定めるものとする。

3 知事は、基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、基準の変更について準用する。

(災害等の発生時における風説の流布の防止)

第 12 条 県は、災害の発生、感染症のまん延その他緊急事態の発生時（以下「緊急事態発生時」という。）において人権侵害行為を防止し、及び社会秩序を維持するため、緊急事態発生時において、人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説及び虚偽であることが明らかであり不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれのある風説の流布を防止するための対策その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 体制整備等

(連携協力)

第 13 条 県は、人権侵害行為防止・被害者支援施策を円滑に実施するため、国、市町村、支援団体その他の関係機関と連携協力を図るものとする。

2 県は、市町村、支援団体その他の関係機関が人権侵害行為防止・被害者支援施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他支援を行うものとする。

(議会への報告等)

第 14 条 知事は、毎年度、次に掲げる事項を議会に報告するとともに、公表するものとする。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定による削除要請等に係る前年度の実施状況
- (2) 第 10 条の規定による説示又は助言に係る前年度の実施状況
- (3) この条例に基づく県の施策に係る実施状況（前 2 号に掲げるものを除く。）
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定による議会への報告及び公表に当たっては、個人情報等の保護について留意するものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 県は、人権侵害行為防止・被害者支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会 (設置)

第16条 知事の諮問に応じ、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止に関する重要事項を調査審議するため、宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第17条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第7条の規定によるインターネットリテラシーの向上を図るための施策に関する事項
- (2) 第8条の規定による相談支援に関する事項
- (3) 第9条第1項又は第10条に規定する要件の該当性判断に関する事項
- (4) 第11条第2項に規定する基準に関する事項
- (5) その他人権侵害行為防止・被害者支援施策に関し必要な事項

(組織等)

第18条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、人権に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第21条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第22条 委員は、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第 23 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 8 条から第 10 条までの規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第 14 条の規定 令和 10 年 4 月 1 日

(準備行為)

2 委員会の委員の選任のために必要な行為その他委員会の設置のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、人権侵害行為防止・被害者支援施策、県の組織体制等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 28 年宮城県条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表 (第 1 条、第 2 条、第 7 条関係)			別表 (第 1 条、第 2 条、第 7 条関係)		
名 称	報 酬 額	旅 費	名 称	報 酬 額	旅 費
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立劇場指定 管理者選定委員会 の委員	出席 1 回につき 1 万 1,900 円	6 級	宮城県立劇場指定 管理者選定委員会 の委員	出席 1 回につき 1 万 1,900 円	6 級
宮城県インターネット上 ^{ひぼう} の誹謗中傷 等防止委員会の委員	出席 1 回につき 1 万 1,900 円	6 級			